

三重県高等学校等修学奨学金返還猶予申請書							
三重県教育委員会教育長 宛て		年 月 日					
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第14条の規定により返還猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。		奨学生番号					
在学又は 在学していた高校名、 高専名		卒業 (退学) 年月	在学 ・ 卒業 ・ 退学 (該当するものに 印) 年 月				
本人	名前	印	住所	(〒)	自宅電話番号	-	-
					携帯電話番号	-	-
		勤務先等 又は 通学先					
(届出の 保護者等)	名前	印	住所	(〒)	自宅電話番号	-	-
					携帯電話番号	-	-
		勤務先等					
連帯 保証人	名前	印	住所	(〒)	自宅電話番号	-	-
					携帯電話番号	-	-
		勤務先等					
申請理由 (該当する番号を で囲んでください。)			(1) 高等学校等に在学中 (2) 短期大学、大学、大学院、専修学校に在学中 (3) 留学 (4) 各種学校に在学中 (5) 大学校に在学中 (6) 災害 (7) 自宅又は自宅外学習 (8) 職業訓練中 (9) 就労の意思を有しながら一度も就労できない (10) 疾病(就労困難の記載があるもの) (11) 失業 (12) 休職 (13) 妊娠、出産又は育児を理由とした休業 (14) その他やむを得ない事由()				
猶予期間			年 月から 年 月まで (ヶ月)				
返還開始月			年 月から返還開始				
理由発生年月日			年 月 日				
過去の猶予期間 (申請理由の(5)から(14)に該当する場合のみ記入) (13)の場合を除き、通算3年を超えての猶予は出来ません。)			年 月から 年 月まで (ヶ月)				

申請理由が(1)から(4)に該当する場合、猶予申請期間は在学期間の範囲内となります。なお、返還開始月は、月賦の場合、在学期間終了後半年後の月の翌月までの範囲で記入してください(例:3月卒業の場合、4月から10月の範囲のいずれかの月を返還開始月に記入)。年賦、半年賦の場合はお問い合わせください。

申請理由が(5)から(14)に該当する場合、猶予申請期間は1年以内となります。

ただし、再申請・再々申請により、通算して3年間((13)に該当する場合は子が満3歳に達する日の翌日が属する月まで)猶予を受けることができます。

(5)に該当するケースのうち、学位を取得できる大学校(国家公務員の身分を有する者を除く)の場合、猶予申請期間は在学期間中となります。

署名は、自筆であることが必要です。ただし、本人が未成年の場合に限り、本人欄を保護者が代筆することを可とします。

申請理由を証明する書類の添付が必要です。添付書類は、貸与決定時にお渡しした「奨学生のしおり」で確認してください。